

苫小牧市中途採用合同就職説明会事業
委託業務仕様書

令和6年2月

苫小牧市

1 業務名 苫小牧市中途採用合同就職説明会事業委託業務

2 目的

全国的に人口減少と少子高齢化が進む中、生産年齢人口の減少を背景に、本市においても人材不足が深刻化しており、将来にわたる安定的な人材の確保は、企業にとって重要な課題のひとつである。

即戦力を求め、中途採用等を希望する市内企業が集まった合同就職説明会を苫小牧市内で開催し、求職者とのマッチングの機会を創出することによって、市内企業の人材確保及び求職者の雇用確保を図る。

3 委託期間

契約締結日から、令和7年3月31日までとする。

4 予算上限額

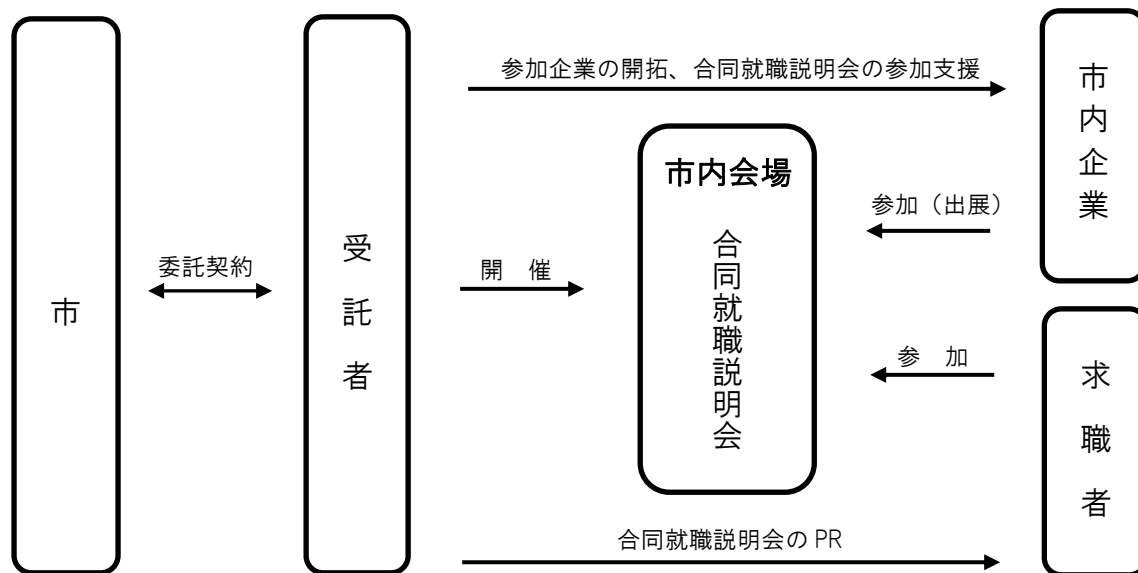
7,132千円を上限とする（消費税10%相当額を積算した金額を含む）。

5 事業目標

- (1) 参加企業数40社以上
- (2) 合同就職説明会を2回以上開催すること。
- (3) 本業務を実施することによる成果（合同就職説明会の採用者数や来場者数 等）に関する目標値を1つ以上、提案者が自ら設定すること。

6 業務内容

【事業のイメージ】



【スケジュールのイメージ】

業務の内容	日程
・ 契約締結	4月上旬
・ 参加企業の選定 ・ 広報活動	提案による日程で実施
【合同就職説明会】実施（2回以上） ・ 合同就職説明会アンケート	
・ 合同就職説明会実施報告 提出	
・ 採用状況アンケート調査	合同就職説明会終了後3か月以降
・ 完了報告 提出	R7年3月末まで

(1) 参加企業の選定

苫小牧市内に事業所を有し、以下の条件を満たす企業とする。なお、事前に本市と協議の上、企業の決定をすること。

ア ハローワーク（公共職業安定所）に、中途採用者（正社員）の求人を掲載中又は掲載予定の企業であること。

イ 採用意欲の強い企業であること。企業の採用意欲を確認するため、事前にアンケート等を実施すること。

ウ 参加企業については、同一業種に集中しないよう、幅広い業種を開拓するよう努めること。

エ 市内企業の選定において、一部公募で募集を行うこと。

(2) 合同就職説明会の実施

ア 苫小牧市内の会場で実施すること。

イ 多くの求職者の参加が見込まれる説明会を提案すること。（例えば、ターゲットを絞り業種別に複数回開催、開催場所の工夫、求職者ニーズに応じたイベントの同時開催など）

ウ 開催の時期は、近年の採用活動の時期等を考慮し、効果的な実施の時期を提案すること。また、求職者が参加しやすいような日程に実施すること。

エ 広報について

(ア) 効果的なイベント名を設定すること。（ターゲットは中途採用だけでなく新卒や退職後の再雇用等も可能）

(イ) 本事業の周知を図るため、チラシやポスターの作成、各種インターネットツールを活用するなど、最大限に効果が見込まれる媒体等にて広報活動を行うこと。

オ 参加企業に対しては、事前に、合同就職説明会での求職者への対応の仕方など、採用に繋がるような支援をすること。

カ 会場内に市の広報ブースを設置すること。

キ キャリアコンサルタント等を配置した、カウンセリング・相談等を行うブースを設置すること。

(3) アンケート調査等について

ア 参加企業の満足度や参加企業における採用状況を把握するため、アンケート調査を行い、集計すること。ただし、アンケートの内容については、事前に市と内容を

協議すること。

イ アンケート調査は、2回実施すること

(ア) 合同就職説明会アンケート

(イ) 採用状況アンケート（合同就職説明会終了後、3か月以降に実施すること）

(4) 苫小牧市が運営する就職マッチングサイト「とまジョブ」への掲載を促すなど、「とまジョブ」と連携し実施すること。

7 参加企業の費用負担

事業を実施するにあたり、参加企業に費用負担を求める場合、1社あたり5万円（税別）を上限とすること。

8 実施上の注意事項

(1) 事業の実施や周知に当たっては、市と十分に打合せを行い市の承認の上行うこと。

(2) 来場者や参加企業から本事業で手数料などの利益を得てはならない。

(3) 来場者及び参加企業の募集は、受託者が主体的に行うものであるが、市の広報誌等への掲載や、企業に電子メールでの案内を行うことは可能である。

(4) 市は、本業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(5) 本業務により得られた成果は、市に帰属するものとする。

9 実施報告書について

(1) 合同就職説明会終了後、速やかに次の事項を市に報告すること。

ア 合同就職説明会の実施状況について

イ 合同就職説明会終了後アンケートの集計結果

ウ 来場者のアンケート集計結果

エ 撮影した写真データ ※写真データは、電子媒体（CD-R）で提出

オ チラシなど広報物

(2) 完了報告

ア 採用状況アンケートの集計結果

イ 事業目標の成果について

ウ 事業費の内訳

エ チラシなど広報物

オ 事業を実施しての総括（成果、課題等）

10 その他特記事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、苫小牧市の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 業務責任者等

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を苫小牧市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については苫小牧市に帰属するものとし、苫小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。なお、事故等が発生した場合は、苫小牧市に経過・発生原因等を速やかに報告し、苫小牧市の指示に従うものとする。

(7) 各種助成金、補助金等との併給

業務を行う受託者に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとし、また、その他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を委託費から減額するものとする。

(8) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと苫小牧市が認めるとき、又は目標が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。

(9) 不測の事態への対応

新型コロナウイルス感染症の影響等により、委託した業務が予定の期間内に完了しない場合や業務の遂行が困難となった場合など、不測の事態が生じた際には、仕様を変更し契約変更等を行う場合があるため、留意すること。